員の増山です。

ロナ 断

コロナ禍での開催方法につ **大会において、全国港湾第** 4年五月に開催が確認され 七回港湾労働セミナーを 教宣委員会では、現在の 昨年九月の第一三回定期 あり、リモート講演での一 を超えた交流」という点も たが、一方の目的である「港 演など、検討・模索しまし の目的達成が困難と判断し 方通行の座学のみでは、そ 点から、昨年と同様に、残 することが決定されまし 念ながら、今年度は中止と 討した結果、新型コロナウ 常任中央執行委員会で、検 イルス感染の感染防止の観

ていました。

いて、Webを駆使した講 ました。 三月三十日開催の第九回

の他に、災害時の居住スペ て、常日頃から準備してい ースとして、テント等のキ 私は食料や飲料水の備蓄 皆様
こんに
ちは。 皆さんは災害等に備え 教宣委 なってしまいます。そこで、 六人でキャンプが出来る道 ャンプ用品を少しずつ揃え 五年かけて一通り揃えまし 具を一度に購入しようとす ると、かなり高額な出費に るようになりました。家族 クドキドキしていたようで 自身は、子供の頃からキャ 経験者ですが、妻と子供は ンプに行ってきました。私 人生初キャンプで、ワクワ ンプや野営をしていたので そして先日、家族でキャ

しんでいました。 満喫してリラックスして楽 べる終わる頃には、自然を 薪ストーブや焚き火台に



テントを設営し昼食を食 な事が、自然の中では大仕 事を作る。家にいれば簡単 てこの経験は貴重な事だと 火を起こし、水を汲んで食 事でした。子供たちにとっ

な?と思いました。 「不便を楽しみ学ぶ」

さんの「便利」を使わずに 思います。日常にあるたく

制定に至る歴史を概括し

前号まで、港湾労働法

えています。 っかりすれば完璧です。 もかかない。寒さ対策をし 勧めです。虫もいない、汗 埋できるように楽しみなが で食べたい物を準備し、調 が戦してもらえればと考 寒い季節のキャンプはお

ター」が廃止となり、

いよって「雇用安定セン

二〇〇〇年の規制緩和

を買い足して、防災の準備 これからも少しずつ道具 次号は石渡教宣委員のリ

しみに~!! レー随筆となります。お楽 を兼ねたキャンプを楽しみ たいと思います。

触っていなかったのが楽り 無いのですが、子供たちは まま、写真を撮る時以外は 携帯電話を車の中に置いた るながら学んでいた証拠か 私が何か言ったわけでは 次に行くときは子供たち

振り返りながら、港湾労

この港湾労働法の意義を 二期と区分して、時代ご

伝の重要性について強調

||秩序の確立と港湾労働

してきました。

在の協定は、文字通り「企

二期に至っています。現

条を紹介します。

労働者派遣制度を実施す 第十五条 港湾労働法商 用港において、常用港湾

第四項)によるものとす 認書(第十二章第五八条 本条の詳細は、別添確

とし、適用範囲は、港湾 安定、及び福祉の増進し 港、関門港」としていま 名古屋港、大阪港、神戸 は、この制度の目的を「港 港、横浜港(川崎港含む) 労働法に依拠して「東京 湾労働者の雇用と就労の ここでいう 別添確認書

全国労働者共済生活協同組合連合会

たすけあいの輪をむすぶ

対して、日雇い労働者に この制度は、波動性に

に当該企業の常用労働

解するとともに、引き続

高めていると言えます。

次回は、第十七条「ス

パー中枢港湾」に進み

雇不使用協定」の実効を

努力が、この制度、「日

ので、港湾労働の特性で れから、産別協定第十五 度」が登場しました。 と めに「常用労働者派遣的 める波動性に対応するな 業常用以外は

就労させな い」ことを本旨とするも

~第三章・第十五条~ 常用労働者派遣制度

雇い労働」を限りなくゼ され、就労の順序は第 らも代表が参加していま 湾労働専門委員会で策定 される労働政策審議会港 等計画)」があります。 口にしていくことが明記 す。この五か年計画に「日 証しており、全国港湾か され、その実行状況も検 労働者の三者構成で運営 置された公益・事業者・ これは、厚生労働省に設 労させない」という協定 ちろん、派遣労働者とし 協定』の意義について理 護も規定しています。 おける原則『日雇不使用 定」と呼んでいること、 月の「企業常用以外は就 いの禁止、個人情報の保 て届け出た者の不利益扱 があり、「日雇不使用協 における港湾荷役現業に 七春闘協定で「六大港 前回、二〇〇〇年十二

> よって、常用労働者が就 あります。パトロールに

明になるという試みで 労しているかどうかが鮮

。こうした地区労使の

図るものです。港湾労働 ことで対応していたもの 心の港湾労働の確立」を 文字通り「常用労働者中 労働秩序の維持を図る、 派遣就労によって波動性 から、企業常用労働者の ンター労働者が就労する 依存するのではなく、 に対応することで、港湾 きない場合は、四番目と 雇い入れることができる 働者、三番目は職業安定 それでも波動性に対応で 所で紹介される労働者、 としています て派遣される企業常用労 者、次にこの制度によっ して直接日雇い労働者を

の改定に沿って、一期の

経湾労働法に基づく制度 てきました。その中で、

る派遣は行わない」等と 業務に派遣してはならな 労働時間の契約は行わな い」、月に「七日を超え 用労働者を「港湾労働法 い」、届出をしている常 に基く主たる業務以外の

規定しています。派遣対 が行うとしています。も 斡旋は雇用安定センター が明記され、派遣契約の ように派遣労働者の保護 象労働者は、「港湾労働 者証を有する者」 という の他の港及び職種につい を日常化している地区も ては、その在り方等引き 労の安定を図るため、当 く常用労働者による就労 登録制度を実施する。そ 働者を対象として労使構 者証をヘルメットに貼付 ととには至っていません 続き検討協議する。 成による登録機関を設け 面六大港の船内・沿岸労 て日雇労働依存ではな 、委員会」という機関を 状況の把握、港湾労働 け、港湾労働者証の発 、地区労使が「ワッペ 港湾労働者の雇用と就 一登録機関を設ける」

働の安定を図る「五年単 法の趣旨に沿って港湾労 働秩序の維持を図ってい の目的を履行するため るということです。 に、政府も含めて港湾労 先の確認書にある制度 常用労働者の派遣で 「産別協定を超える 秩序の確立、福祉の増進 ことも強調しました。 を図る」と確認している を紹介します。 活用するかは中央・地区 き各企業に対し周知徹底 実効あるものにする協定 れをどのように生かし、 のための制度があり、こ 言えます。これを、より このように、港湾労働 第十六条 その他の雇 職場の産別運動次第と